

小田原市立病院内保育所運営業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

小田原市立病院では、病院に勤務する職員が安心して職務に専念できる環境整備の一環として、院内保育所を設置している。

この院内保育所の運営には、安全・安心の保育サービスを効率的かつ安定的に提供することが求められるとともに、利用者が利用し易い業務体制や、一定の保育水準が求められる。これを実現するためには、直営ではなく業務を委託することが有効と考えられることから、専門的な知識と経験を有する事業者が業務を委託するため、公募型プロポーザル方式により、最も優れた企画提案を行った事業者を当該業務の優先交渉権者として選定することとする。

本要領（以下「要領」という。）は、「小田原市立病院内保育所運営業務」を委託する事業者の選定にあたり、公募型プロポーザル方式の実施方法等、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

- (1) 業務名 小田原市立病院内保育所運営業務
- (2) 業務の目的 勤務する職員が安心して職務に専念できる環境の整備
- (3) 業務内容 院内保育所の運営
- (4) 委託期間 令和4年4月1日から令和6年3月31日まで（2年間）

3 提案価格上限額

2年間総額 64,400千円

なお、上記の金額には消費税及び地方消費税（10%）を含むものとする。

4 選定方法

公募型プロポーザル方式による。

受託業者の決定は、次の手順を経て行うものとする。

- (1) 参加意思表明書、提案書の提出
- (2) プレゼンテーションの実施
- (3) 審査により選定された優先交渉権者との契約協議

※提案者多数の場合は、プレゼンテーションの前に書類審査を行う場合がある。

5 応募資格者の要件

小田原市立病院内保育所運営業務委託に関する公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 小田原市病院事業の財務に関する規程（令和3年小田原市立病院管理規程第20号）第115条の規定によりその例にすることとされている、小田原市契約規則（昭和39年小田原市規則第22号）第5条に規定する者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがされていないこと。
- (3) 公表の日から契約締結日までのいずれの日においても、小田原市、神奈川県から指名停止

- 処分を受けていないこと。
- (4) 地方税及び国税の滞納がないこと。
- (5) 小田原市暴力団排除条例（平成 23 年小田原市条例 29 号）に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有するものをいう。）でないこと。
- (6) 参加意思表明書の提出日から起算して過去 5 年間に、国及び地方公共団体（独立行政法人及び国立大学法人並びに地方独立行政法人及び公立大学法人を含む。）又は民間事業者等（以下「国等」という。）が設置する医療機関の院内保育所で、定員 20 名以上のものの運営業務を 12 ヶ月以上継続して履行した実績が 1 件以上確認できること。
- (7) 参加意思表明書の提出日から起算して過去 5 年間に、国等が設置する医療機関の院内保育所において、夜間保育の契約実績が確認できること。
- (8) 神奈川県に本店若しくは支店又は営業所を有する事業者であること。

6 スケジュール（予定）

No	内 容	日 時
1	プロポーザル公表	令和 3 年 10 月 8 日（金）
2	質問の受付期限	令和 3 年 10 月 20 日（水）午後 5 時まで
3	質問への回答	令和 3 年 10 月 26 日（火）
4	参加意思表明書等の提出期限	令和 3 年 11 月 1 日（月）午後 5 時まで
5	参加資格の審査・審査結果の通知	令和 3 年 11 月 8 日（月）
6	企画提案書等提出期限	令和 3 年 11 月 9 日（火）午前 9 時から 令和 3 年 11 月 19 日（金）午後 5 時まで
7	企画提案審査（プレゼンテーション）	令和 3 年 12 月 8 日（水）予定
8	優先交渉権者決定の通知及び公表	令和 3 年 12 月中旬
9	契約締結	令和 3 年 12 月下旬
10	委託開始に向けての事前調整・準備	令和 4 年 3 月 31 日（木）まで

7 質問の受付及び回答

プロポーザルの実施内容について、指定様式により次のとおり質問書を受け付ける。なお、説明会は開催しない。

- (1) 提出期限 令和 3 年 10 月 20 日（水）午後 5 時まで
- (2) 提出様式 「質問書」【様式 5】
- (3) 提出方法 電子メールで提出すること。
F A X、電話及び来所による直接の質問には応じない。
送付先：小田原市立病院 経営管理課 経営管理係
メールアドレス：keikan@city.odawara.kanagawa.jp
(メール送信後、速やかにその旨を電話にて連絡すること。)
- (4) 質問への回答期限 令和 3 年 10 月 26 日（火）

- (5) 質問への回答方法 競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、小田原市立病院ホームページへ掲載する。なお、質問に対する回答の公表をもって、要領の追加又は修正とみなすものとする。

8 参加意思表明書の提出

プロポーザルに参加しようとする事業者は、参加意思表明書にその他必要書類を添えて次のとおり提出すること。

なお、かながわ電子入札共同システムに登録されている事業者については、次の(3)エ、カ、キ及びクの提出を必要としない。

(1) 提出期限 令和3年11月1日(月)午後5時まで

(2) 提出様式 「参加意思表明書」【様式1】

(3) その他必要書類 ※提出部数は各1部とする。

ア 事業者概要【様式2】及びパンフレット

イ 業務実績書【様式3】

ウ 平成30年度から令和2年度までの財務諸表及び事業報告書

エ 次の税目に係る直近1年度分の完納証明書

(ア) 本店に係る市町村税(すべての税目)

(イ) 支店、営業所等が小田原市にある場合は小田原市税(すべての税目)

(ウ) 消費税及び地方消費税

オ 契約書の写し(要領「5 応募資格者の要件(6)及び(7)」に記載する事項について確認できるもの)

カ 印鑑登録証明書

キ 登記事項証明書

ク 暴力団排除に係る誓約書【様式4】

(4) 提出方法

持参又は郵送(特定記録郵便、簡易書留郵便、書留郵便又はレターパックに限る。)によることとする。この場合において、持参にあつては土曜日、日曜日及び祝日を除き平日の午前9時から午後5時までとし、郵送の場合にあつては、受付期間中(最終日は午後5時まで)必着とする。

(5) 提出場所 〒250-8558 小田原市久野46番地

小田原市立病院 経営管理課 経営管理係

(6) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果は、参加申請者に令和3年11月8日(月)を期限とし、FAX又は電子メールにて通知し、企画提案書等作成の要請を行う。

(7) 参加資格の喪失

参加資格審査結果の通知後において、通知を受けた者が次のいずれかに該当する場合には、企画提案審査に参加することができないこととする。

ア 前記の資格要件を満たさなくなったとき。

イ 参加表明書等に虚偽の記載をしたとき。

9 企画提案書等の提出

要領8により参加意思表明書を提出した事業者(以下「参加事業者」という。)は、次のとお

り企画提案書及び関係書類を提出するものとする。

なお、参加を辞退する場合には、速やかに辞退届【様式6】を提出すること。

(1) 提出期限 令和3年11月19日(金)午後5時まで

(2) 提出方法

持参又は郵送(特定記録郵便、簡易書留郵便、書留郵便又はレターパックに限る。)によることとする。この場合において、持参にあつては土曜及び日曜日を除き平日の午前9時から午後5時までとし、郵送の場合にあつては受付期間中(最終日は午後5時)必着とする。

(3) 提出場所 〒250-8558 小田原市久野46番地

小田原市立病院 経営管理課 経営管理係

(4) 提出書類及び提出部数

ア 企画提案書 正本1部、副本5部

イ 運営費見積書 正本1部、副本5部 ※算出内訳表【様式7】を添付すること。

(5) その他

ア 企画提案書の様式は任意とし、原則としてA4サイズ・左綴りとする。A4サイズ以上の場合はA4サイズに折りたたむこと。

イ 企画提案書には、具体的で簡潔な表現を用い、要領「11(2)審査項目」に規定する内容について記載すること。また、電子媒体及びFAXによる提出は認めない。

ウ 提出期限以降における企画提案書及び関係書類の修正や差し替えは認めない。また、提出された書類は返却しない。

10 企画提案に係るプレゼンテーション

(1) 実施日 令和3年12月8日(水)予定

(2) 実施場所 小田原市立病院 院内会議室

(3) 進行手順

参加事業者にはあらかじめプレゼンテーションのスケジュールを通知する。事業者は、指定時間までに集合場所で待機すること。

なお、プレゼンテーションの時間はおおむね15分程度とする。

(4) その他

ア プロジェクタ及びスクリーンは事務局が用意し、その他必要な機材等は参加事業者が用意すること。なお、プロジェクタ及びスクリーンを使用する場合は、12月1日(水)までに事務局と接続機器の調整を行うこと。

イ 提案説明は、提案書の内容について行い、追加資料等の配付は認めない。

ただし、プロジェクタを使用しパワーポイント等により提案説明をする場合においては、投影する画面についての印刷物に限り、当日の配付を認める。

ウ 企画提案書の提出は1事業者につき1案とする。

11 企画提案審査及び審査結果の通知

(1) 選定委員会

小田原市病院事業企業職員等(看護師、事務職員、専門の知識を有する者等5名程度)で構成する選定委員会において選定する。

(2) 審査項目

評価項目	主な評価項目
受託実績	受託実績
業務体制	保育所運営についての基本理念、運営方針
	保育内容（年間保育計画、デイリープログラム、教材等）
	保育環境（安全管理、健康管理、衛生管理）の整備
	危機管理（防犯、災害）に関する取り組み
	保護者との連絡、苦情に対する考え方
	病院との連絡、運営状況報告（連絡体制、保育日誌等の書類整備）
人員計画 雇用管理	保育士の配置計画、勤務体制（配置数に対する考え方、配置基準、常勤・パートの別等）
	経験豊富（実務経験年数、経歴等）な保育士の配置の実行性
	保育士の資質向上に対する取り組み（考え方、研修、取り組み等）
	保育士の健康管理（健康診断、検便の実施等）
独自性	独自の提案事項、アピールポイント等
その他	事業開始までの計画性及び実行性
価格	配点×最低価格／見積価格（小数点以下切捨） ※最低価格は、提案者の中で最も低額の見積価格とする

(3) 審査結果の通知

審査結果は、全てのプレゼンテーション参加事業者に対し書面で通知するものとし、通知は、令和3年12月中旬に発送する。

なお、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

また、選定された最優秀提案（優先交渉権者）への契約に関する手続きについては別途通知する。

11 事務局

〒250-8558 小田原市久野46番地

小田原市立病院 経営管理課経営管理係 担当 小磯

電話 0465-34-3175

FAX 0465-34-3179

電子メール keikan@city.odawara.kanagawa.jp